

個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における 感染対策に関するガイドライン（案）

目次

1. 基礎知識編

- (1) 新型インフルエンザの基礎知識
- (2) 情報収集

2. ヒトーヒト感染発生前に準備すべきこと

- (1) 個人・家庭レベル
- (2) コミュニティ（町内会・自治会等）レベル
- (3) 市町村レベル

3. ヒトーヒト感染発生時以降に取るべき対応

- (1) 個人・家庭レベル
- (2) コミュニティレベル
- (3) 市町村レベル

1. 基礎知識編

(1) 新型インフルエンザの基礎知識

1) 新型インフルエンザとは

動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人間世界に侵入し、その遺伝子に変異を起こしたり、ヒトのインフルエンザウイルスとの間で遺伝子の組み換えを起こしたりして、ヒトの体内で増えることができるようになり、ヒトからヒトへと効率よく感染できるようになったものが新型インフルエンザウイルスで、このウイルスがヒトに感染して起こる病気が、新型インフルエンザです。

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策報告書」（2004年8月）によると、「過去数十年間にヒトが経験したことがないHAまたはNA亜型のウイルスがヒトの間で伝播して、インフルエンザの流行を起こした時、これを新型インフルエンザウイルスとよぶ」とされており、毎年流行しているA/H1N1亜型、A/H3N2亜型以外のA型もすべて、流行がみられた場合には新型インフルエンザとなります。

新型インフルエンザウイルスはいつ出現するのか、予測することはできませんが、ほとんどの人は免疫を持っていませんので、インフルエンザ・パンデミック（ヒトの世界で広範かつ急速に、ヒトからヒトへと感染して広がり、世界的に大流行している状態）を起こすリスクがあります。このような、インフルエンザ・パンデミックは、過去にもスペインインフルエンザ（1918-1919）、アジアインフルエンザ（1957-1958）、香港インフルエンザ（1968-1969）があり、その記録から、パンデミックが起こると多くの人が感染し、医療機関の許容量を超えた患者が発生したり、電気・ガス・水道・運輸・通信といったライフラインの維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられています。

現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、飛行機などの高速大量交通機関の発達などから、より短期間に地球全体にまん延すると考えられます。また、日本以外の国でのパンデミックであったとしても、日本企業の海外進出も著しく、人的交流も盛んなため、日本だけが影響がないことはあり得ないと考えられます。従って、常日頃からの対策と準備が必要となります。

2) 国・地方自治体の対策

厚生労働省では、平成17年11月にWHOのパンデミックフェーズ分類を参考にした「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定・公表しており、それに基づいた行動訓練等を行っています。

また、地方自治体でも国の行動計画に沿った形、もしくは独自の形で新型インフルエンザ対策の行動計画やマニュアルを策定しています。各自治体の衛生部局や保健所のホームページ等で掲示されていますので参考にしてください。

(2) 情報収集

テレビ・新聞・雑誌等のマスコミやインターネットによる情報収集が有力な手段ですが、以下に、インターネットを用いた場合に接続できると思われる公的な情報を例示するので参考にしてください。

世界の情報

世界保健機関（WHO）のウェブサイト

鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

国の情報

厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所のウェブサイト

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

同研究所の感染症情報センターのウェブサイト

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村はポスター掲示、ウェブサイト、相談窓口などを準備しており、特にその地域にお住まいの方への情報やお知らせが発信されますので、随時チェックして下さい。

2. ヒトーヒト感染発生前に準備すべきこと

(1) 個人・家庭レベル

- 通常のインフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルス、もしくはそれら飛沫が乾燥し空気中を漂流しているウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後のうがいや手洗いを日常的に行い、マスクの着用、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えることが重要です。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つことも大切です。これらは呼吸器の感染の感染症の一般的な予防法と同じです。
- 電気・ガス・水道・運輸・通信といったライフラインの維持は国民生活を守るためには必須であり、これらが途絶すると直ちに生活や経済に深刻な影響を及ぼします。パンデミックになると、このような活動にも影響が出ることも想定されますし、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則であることから、災害時同様に外出しなくても良いだけの最低限（2週間程度）の食料・水・日用品等は準備しておくのがよいでしょう。
- 発熱など新型インフルエンザの症状がある場合、事前連絡なく、近医を受診すると、待合室等で他の患者さんに感染させてしまうおそれがあります。まず、保健所に連絡し、都道府県が指定する病院を受診して下さい。都道府県や、市町村、保健所から、情報が提供されますので、随時チェックをするようにしてください。
- 特に自分自身が風邪症状を呈した場合には、医療機関を受診するときはもちろん、外出時、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心がけることも必要となります。

「咳エチケット」

- * 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
- * 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- * 咳をしている人にサージカルマスクの着用を促す。

サージカルマスク：外科手術の際に術者等が使用するマスク。
インターネット等で、使い捨てかつ比較的安価なものを取り扱うショップが検索できます。

(2) コミュニティ（町内会・自治会等）レベル

1) 地域連携の確立・情報提供

- パンデミックを起こした場合、感染した家庭の家族が周囲からの差別を受けることのないように、平常時から地域の町内会・自治会組織を確立し、緊急時の互助体制、緊急連絡網も整備しておくことが重要です。
- さらに、根拠の薄い噂情報・デマ等に惑わされることのないように、回覧板等での正確な情報（行政側からの情報が期待されます）を迅速にすることを周知させることも重要です。
- また、物資の調達手段が安定供給と物価の安定等の目的で通常購入から市町村を通した方法に変わる可能性もあり、日ごろから地域連携を密にすることが大切です。

2) 独居家庭の把握・見回り体制の確立

- 独居家庭（単身世帯）の場合、特に親類がいない、またはいたとしても遠方の場合、連絡が途絶えるとなかなか気づかれず、病死や餓死するおそれがあります。
- これら独居家庭に対して、市町村と町内会等が連携して定期的な電話連絡、見回り体制（地域連携を確立するためには必ずしも「不要不急」とは言い切れない）を確立することが対策として考えられます。
- 新型インフルエンザ患者を見回る場合、マスクやガウン等の個人防護具（PPEともいいます）が必要になりますが、こうした資材を市町村等が事前に備蓄しておく必要があります（装着方法に関しても研修等を各自治体で行う、もしくは医療従事者等による指導も必要と思われます）。
- また、食料や資材の備蓄に関しても、これらの方は難しいことが考えられることから、個人での対応だけでなく、市町村において対応することも考えられます。

(3) 市町村レベル

1) 独居家庭等の把握

市町村は町内会等と連携して独居家庭や高齢者世帯、障害者の世帯等新型コロナウイルスの感染で生活に支障を来すリスクの高い世帯の把握に努めるとともに、新型コロナウイルスの在宅患者を見回るために必要な个人防护具・資材のリストアップと必要となる備蓄量の把握を行い、備蓄を開始する必要があります。

また、保健主管部局は傘下の保健センター・相談所以外にも福祉事務所等とも協力し、これらリスクの高い世帯の把握に努めることが望まれます。

2) 情報収集・提供

○ 1.(4)で挙げた情報収集ツールを中心に、情報を収集し、保健所(特に都道府県型)との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるような体制を整えることが重要です。

3) 食料等の配達の準備

- ヒトーヒト感染発生時には、感染の原因となる接触を減らすために外出も最低限まで控えることが推奨され、特に感染者周辺地域の住民は自宅待機を要請される可能性もあります。また、需要の急激な拡大から食料等の生活必需品の入手も非常に困難になることも考えられます。その際、場合によっては市町村が生活必需品の配達等も検討することも必要となると思われます。
- 人口密度等の要因により物資の供給体制、供給に必要な人材確保と感染対策、対象住民の選定等は地域によって事情が異なるため、各市町村の実情に沿った計画を策定する必要があります。
- また、物資の備蓄が難しい社会的弱者に対しては、市町村が福祉部局などと連携して対応することが求められます。
- 例として、体育館や公民館等ある程度広い施設で物資を割り当て、町内会等コミュニティの代表者に受け取りに来ていただき、その代表者が各コミュニティに帰って各世帯を回って直接分配する方法や、人口の少ないところでは役場の職員等が必要な世帯に物資を配達する方法

が考えられます。水道では、水源の枯渇や災害時の給水制限時に給水車等での水の配給を行うことがあります。それも市町村の取るべき一つの方法として考えられるでしょう。

3. ヒトーヒト感染発生時以降に取るべき対応

(1) 個人・家庭レベル

1) 情報収集

- 情報には、①国・地方自治体の提供する情報、②企業が提供する情報（商業ベースのものとはそうでないものがある）、③マスコミが提供する情報、④噂・デマ情報などがあり、媒体も広報・新聞・雑誌・テレビ・インターネットなど様々です。
- しかし、中には情報の信憑性・根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂情報には虚偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

2) 発症者（発症を疑わせる症状を呈する者を含む）の家庭

- 発熱・のどの痛み・咳等の症状を来した場合、事前連絡なく近医を受診すると、仮にそれが新型インフルエンザの場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまうおそれがあります。
上記のような症状を来し、その上で患者に接触した、もしくは発症国への最近の渡航歴がある方は、まず、保健所に連絡して、指示された医療機関を受診して下さい。
- パンデミック時には軽度の患者さんは自宅での療養をすることになります。家族に患者がいる場合は、家族内での二次感染を防ぐよう、これまでと同じように手洗い・うがい等を励行し、患者さん本人も家族もマスクをつけ、「咳エチケット」などを心がけるとともに、患者さんは極力個室で静養させ、家族の居室と別にするなどの工夫が必要です。また、消毒に関しても消毒用アルコールは有効であり、家庭内の消毒に用いることも勧めます。

3) 医療の確保への協力

- パンデミック時には一時的に大量の医療に対する需要が起こるため、医師を始めとする医療従事者や薬剤・医療資材の供給体制等、医療を

支えるインフラが極端に脆弱になることが予想されます。

- また、パンデミック時であっても、生命に関わる救急の患者さんや人工透析などの継続的な治療が必要な患者さんもおられます。
- したがって、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車要請は控えて、通常の医療の確保に協力することが重要です。

4) 不要不急の外出の差し控え

感染拡大を極力回避するために、食料等の生活必需品の買出しや独居家庭への見回りなどのやむをえない外出以外の不要不急の外出は極力差し控えることが望まれます。(地域によって事情が異なることが多いため、市町村が主導となり、各コミュニティ等で自主的に決定する)

(2) コミュニティレベル

- パンデミックになった場合、感染した患者の家庭の家族が周囲からの差別を受けることのないように、2. であらかじめ構築した体制を活用・維持し、各町内会等で協働して不安を取り除く必要があります。
- 患者さんのいる家庭では、外出を制限される可能性が高く、こうした家庭では、生活必需品の入手が困難になる可能性があります。各家庭において、平常時から一定程度の食料・日用品の備蓄は必要ですが、それだけでは不足することも考えられます。この場合、予め策定した計画に基づき、市町村と協力して物資の配達することが求められる場合も考えられます。
- 特に独居生活で外出が困難な患者に対しては、生活必需品の配達について、一層の配慮が求められます。

(3) 市町村レベル

1) 情報提供

- 都道府県と連携して地域住民の混乱を避けるために、必要不可欠な情報を適宜提供します。根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を助長しないように監視することも重要です(国や都道府県との連携

で各種情報を確認する)

2) 食料等の配達

- 外出が出来ない者、もしくは外出を制限もしくは禁止された患者家族等のために、行政が住民に対して食料等の配達を行う必要が生ずることも考えられます。
- その場合は、予め策定した計画に基づき、町内会、自治会等コミュニティと連携して生活必需品の配達を円滑に行うことが求められます。

3) 相談窓口の設置

- 住民からの専門的な相談は、一義的には保健所が担いますが、保健所は患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分に応じることができない事態も考えられます。
- そのため、各市町村は混乱を回避し、住民の不安を解消するために、保健所以外での相談体制の拡充を図ることを勧めます。例えば、新型コロナウイルスに関する専用相談窓口・専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や自治体の行う対応策についての質問に至るまで、出来る限り広範な内容の相談・問い合わせを受ける体制を整えることも良いと思われれます。